

第一薬科大学

令和6年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和7年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

第一薬科大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

「個性の伸展による人生練磨」という建学の精神に基づき、各学科の教育目標は、患者の苦しみや悲しみに心から同情し、助けようとする「惻隱の情」を持つ医療人を養成するなど個性・特色を有している。建学の精神及び教育目標は、中期計画である経営改善計画及び三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映している。薬学科、漢方薬学科に加え、看護学科、薬科学科及び大学院薬学研究科を設置し、教育研究組織を整備することで、建学の精神を踏まえた教育目標等の実現に努めている。

「基準 2. 学生」について

アドミッション・ポリシーは、建学の精神と教育目標に基づき適切に定められている。漢方薬学科、学年進行中の薬科学科は、入学者確保に努める必要がある。学修支援体制は、学修支援システムを通じて学生の情報を把握するとともに、留年や中途退学防止に向けて学生委員会及び教学 IR 委員会においてさまざまな要因を分析し、方策を講じている。学生への経済的な支援の充実に向け、さまざまな奨学金制度を設けるとともに、メンタルケア、ハラスメント対応等の事案に対して教職協働で対応している。年次計画に従って耐震化工事を進め、新校舎の建築も予定するなど、適切な学修環境の確保に努めている。学生から収集した意見・要望には、具現化できるものから順次改善に向けて対応している。

〈優れた点〉

- サイエンスアントレプレナー入門セミナーでは、起業家や新事業を展開するためのアントレプレナーシップや起業スタートアップに関する意識付けが図られており、学生への多面的なキャリア形成を促す取り組みとして評価できる。
- これまで学期末に実施していた学生授業評価アンケートを学期途中に実施することで、当該期に実施している授業の改善を迅速に図れるようにしている点は評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

学部・学科、研究科ごとの教育目標を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを策定し、学生便覧、ホームページ等に掲載し公表している。新入生には履修ガイダンスで、看護学科では実習関連の場も活用し学外にも周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準は、学部・学科ごとに学則で定め周知している。カリキュ

ラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに対応して策定され、一貫性が確保されている。専門知識の習得に加え、基礎的な素養とともに社会的な課題への理解を深めるため、全学科共通の教養科目を配置している。ディプロマ・ポリシーに基づき、アセスメント・プランを策定し、薬学科及び漢方薬学科の学生が卒業時に求められる能力を設定し、点検・評価を行っている。また、令和 6(2024)年度から全学的なアセスメント・ポリシーを新たに導入している。

「基準 4. 教員・職員」について

学長の意思決定を支える組織として教授会及び各委員会を置くとともに、学長を補佐する体制として副学長、学部長を配置し、学長がリーダーシップを発揮できる体制を整備している。FD(Faculty Development)及びSD(Staff Development)活動については、効果的な研修を組織的に実施し、研究支援については、教育研究費予算委員会が研究活動への資源を配分するとともに、科学研究費助成事業の応募や採択率向上に向けての取組みを工夫するなど研究活動への支援体制が整備されている。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

寄附行為をはじめとする諸規則を整備し、関係法令遵守のもと体制を整え法人運営を行っている。また、情報の公表は法令等に基づき適切に行われている。使命・目的を達成するために理事会を定期的開催するとともに、管理運営の円滑化と相互チェックは、法人及び大学の各機関相互の連携が図られ、監事及び評議員会がそれぞれ機能している。財務基盤に関しては、科学研究費助成事業等の外部資金の獲得に努めているが、安定した財務基盤確立のために最も重要な学生確保に一層取組むなど経営改善計画の着実な実行が望まれる。監査体制を整備し、経理に関する規則に基づき適正な会計処理に努めている。

「基準 6. 内部質保証」について

自己点検・評価委員会は、全学的な内部質保証を担う組織として、学長、副学長、教務部長等の各部長、各委員会委員長等の責任者が委員となり、教育・研究及び大学運営の各領域において緊密な連携が図られる体制を整備している。毎年度自己点検・評価を行い、結果については教員連絡会議等を通じて全教職員に共有するとともに自己点検・評価書を公表している。自己点検・評価委員会は教務委員会とともに学修成果の点検・改善を行い、ディプロマ・ポリシーに対する達成度の可視化に取組むなど、自己点検・評価委員会と関係の委員会が連携し、PDCA サイクルの仕組みを整え、内部質保証が機能するよう取組んでいる。

〈優れた点〉

○自己点検・評価委員会に外部委員を加え、自己点検・評価のプロセスに新たな視点を導入することで、内部質保証体制の強化、透明性の向上を図っていることは評価できる。

総じて、大学は、開学以来「個性の伸展による人生練磨」という建学の精神のもと、「惻隱の情」を持つ医療人養成を行い、学生一人ひとりに寄り添った教育を展開するとともに、

収容定員確保に向けて役員及び教職員が一体となって経営改善に努めている。自己点検・評価委員会は関係の委員会と連携し、PDCA サイクルの仕組みを整え、内部質保証が機能するよう取組んでおり、大学運営及び教育・研究の更なる改善・充実に期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会連携」「基準 B.国際交流」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

「個性の伸展による人生練磨」という建学の精神に基づき、実践的な能力を有する医療人を育成するという使命・目的が学則に明確かつ簡潔に定められている。各学科の教育目標は、患者の苦しみや悲しみに心から同情し、助けようとする「惻隠の情」を持つ医療人を養成するなど個性・特色を有している。複合的な医療ニーズ等に対応できる人材を育成するため、看護学科、薬科学科等の教育研究組織を新たに設置している。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

新設学科の設置に伴う使命・目的の見直しに当たっては、教授会で審議後、理事会で決定し、教員連絡会議で周知しており、役員、教職員の理解と支持を得ている。建学の精神、教育目標及び研究目標は新任教員研修やホームページで周知するとともに、中期計画である経営改善計画及び三つのポリシーに反映している。薬学科、漢方薬学科に加え、看護学科、薬科学科及び大学院薬学研究科を設置し、教育研究組織を整備することで、建学の精神を踏まえた教育目標等の実現に努めている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは、建学の精神と教育目標に基づき、適切に定められている。また、受験生に向けて学生募集要項やホームページに明記されており、教職員に向けては、教授会、教員連絡会などで周知されている。

アドミッション・ポリシーに基づいて入学者選抜を設定し、さまざまな視点からアドミッション・ポリシーに合致する学生を受入れる体制を整備している。

入学者の選抜に当たっては、入学試験委員会が各入試実施後に作成した合格者報告案を教授会又は大学院研究科委員会で審議し、その意見を聴いて学長が決定している。収容定員充足率の低い学科があり、適正定員の確保に向けて対策を行っている。

〈改善を要する点〉

- 薬学部漢方薬学科は、収容定員充足率が 0.7 倍未満であり、入学者確保に向けた改善が必要である。
- 薬学部薬科学科は、年次進行中ではあるものの、学科開設当初から定員充足率が 0.5 倍未満の状態であり、入学者確保に向けた改善が必要である。

2-2. 学修支援

- 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学務情報システムや学修成果を蓄積することができる e ポートフォリオなどの学修支援システムを整備し、学生の基本情報や履修状況及び成績を一括で管理している。これらのシステムを通じて、教職員が学生の情報を適宜把握できるようにしており、教職協働で学修支援が実施できる体制を整備している。

教室を開放し、学生が時間外学修時間を十分にとれるように配慮している。留年生に対しては補講の時間を別途設け、教職協働で学力の強化を図っている。また、中途退学者抑制に向けて、学生委員会及び教学 IR 委員会において退学の理由を分析し、その方策を教務委員会と協働して立案している。

TA 制度の活用はないものの、学生間のピアサポート活動を強化し、教務委員会や学生委員会と協働して学修支援を行う体制を整備しているところである。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

厚生委員会やキャリアサポート室及び教員が連携を図りながら、医療人・医療関係従事者としての社会的・職業的自立を積極的に支援している。薬学科などの国家資格取得を目標とする学科では、実務実習に加えてインターンシップの仕組みも整えている。また、それ以外の学科でもキャリア形成に関する科目の配置や進路支援を実施する体制が整備されている。

九州・沖縄地域のプラットフォームである PARKS の活動として、初年次からキャリア形成のためのプログラムを整備しており、各種資格取得支援の制度も導入している。キャリアサポート室には、常勤の専任職員を配置しており、学生のキャリア形成や就職支援業務に尽力している。

〈優れた点〉

○サイエンスアントレプレナー入門セミナーでは、起業家や新事業を展開するためのアントレプレナーシップや起業スタートアップに関する意識付けが図られており、学生への多面的なキャリア形成を促す取組みとして評価できる。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生への経済的な支援の充実に向け、さまざまな奨学金制度が設けられている。学生のヘルスケア、メンタルケア、ハラスメント対応、障がいのある学生への対応などの事案に対して、教職協働で密に対応すべく、学生委員会、医務室、学生相談室などが中心となって支援する体制が敷かれている。また、それらに対応するための窓口が学内各所に設置されており、学生生活を安定化させるための方策が講じられている。

医務室には看護師の資格を有する職員を配置し、学生の悩みや要望をきめ細かく把握して対処する体制が敷かれており、学生が学内においてよりよい生活を送れる仕組みが構築されている。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目標の達成のため、校地、校舎等を整備して有効に活用している。また、年次計画に従って耐震化工事が進んでおり、新校舎の建築も計画されていることから、適切な学修環境の維持・管理が行われている。

各学科の教育に必要な実習施設を備えるほか、適切な規模の図書館を有し、開館時間を配慮しながら有効に活用している。小グループ討議を行うために専用の演習室などを設け、実習や演習などの実践的な授業が円滑に行えるように整備している。バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性も適切に図られている。

授業で使用する教室は、受講者数に合わせて適正な規模を確保し、効果的な教育が行われるよう配慮している。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学生からの意見・要望の収集は、さまざまな媒体を通じて適切に実施し、反映に努めている。授業に対する意見や要望は、学期の半ばに学生授業評価アンケートを実施するなど、授業開講期中に迅速に改善が図れるよう工夫している。

心身に対する健康相談は、専任の職員を配置するほか、定期的にカウンセラーを配置し、相談者に対して密な対応を図っている。学修環境や生活環境に関する学生からの改善要望については、実現可能なものから順次改善に向けて対応している。

〈優れた点〉

○これまで学期末に実施していた学生授業評価アンケートを学期途中に実施することで、当該期に実施している授業の改善を迅速に図れるようにしている点は評価できる。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

学部・学科、研究科ごとの教育目標を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを策定し、学生便覧、ホームページ、大学案内に掲載し公表している。新入生には履修ガイダンスで周知するとともに、看護学科では実習関連の場も活用し学外にも周知している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準及び他大学における既修得単位の認定単位数の上限を学部・学科ごとに学則で定め周知している。成績評価基準の周知については、学修支援システムを活用することで、学生が事前に把握できるよう整備している。また、これらの基準等について厳正に適用している。

大学院薬学研究科においては、ホームページで学位論文審査基準を公表している。研究の評価は、複数教員による評価体制により厳正な審査に努めている。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーは、学部・学科、研究科ごとのディプロマ・ポリシーに対応して策定し、学生便覧、ホームページ、大学案内で公表している。薬学部薬学科及び漢方薬学科は、薬学教育モデル・コア・カリキュラムに準拠しつつ、独自の教育内容を加え、薬科学科は、医療データサイエンスや医療ビジネス分野における専門性の育成に焦点を当てている。看護学部看護学科は専門職としての知識・技術・態度を養うための七つの科目区分で編成すると同時に、薬物療法に関する正しい知識を持つ人材育成の観点から特色ある教育課程を編成している。大学院薬学研究科では、高度な専門知識と研究技術の習得を目指した教育課程を編成している。各教育課程は、カリキュラム・マップ及びカリキュラム・ツリーによって体系的に編成していることを示している。

専門知識の習得に加え、基礎的な素養とともに社会的な課題への理解を深めるため、全学科共通の教養科目を配置している。FD・SD 委員会を中心に授業アンケートを実施し、この結果に基づき科目担当者が教授方法の改善を図っている。

〈参考意見〉

○薬学部薬学科及び漢方薬学科において、各学年次の履修登録可能な上限を 56 単位に設定している点については、履修状況を踏まえた点検・評価による上限単位の適正化が望まれる。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーに基づき、学生が卒業時に達成すべき能力を領域に分け、達成度を測定する評価指針としてアセスメント・プランを平成 29(2017)年度に策定した。このア

セサメント・プランに基づき、薬学科及び漢方薬学科の学生が卒業時に求められる能力を設定し、点検・評価を行ってきた。

令和 5(2023)年 10 月から、自己点検・評価委員会において科目レベル、学部・大学院レベルの卒業時の学修成果を可視化した全学的なアセスメント・ポリシーについて検討を重ね、令和 6(2024)年度から導入している。令和 6(2024)年度入学生の初年度の成績評価をもとに、教務委員会、自己点検・評価委員会及び教学 IR 委員会において、具体的な評価基準について検討を進めている。学修成果の評価項目ごとに担当する委員会を定め、点検・評価の結果を教育内容及び学修指導の改善にフィードバックする体制を整備して進めており、今後の成果に期待したい。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長の意思決定を支える組織として教授会及び委員会を置くとともに、学長を補佐する体制として副学長、学部長を配置し、学長がリーダーシップを発揮できる体制を整備している。

教育研究に関する重要事項については、委員会等から教授会に議題が提議され、意見を聴いた後に学長が決定する手続きにより、教学マネジメントが的確に構築されている。その教学マネジメント遂行に必要な職員の配置、位置付け及び役割は、規則等に明確に定めている。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準に定める必要教員数の確保に努めている。また、「第一薬科大学教育職員選考規程」及び「第一薬科大学教育職員選考委員会規程」により、教育目標、教育課程に合致した教員の選考及び採用を適切に行っている。昇任人事についても同委員会が昇任基準内規に基づき適切に行っている。専任教員の質の向上と教育効果の拡大を図るため、「専任教員の教育および研究活動の業績」を毎年作成している。教員個々の研究成果、教育実績、学内外での貢献活動を評価することで、教員自身の自己反省と目標設定の契機となっており、教育の質の継続的な向上を実現している。また、FD・SD 講演会や研修会などを通じて、教育方法の改善を図っている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上への取組みとして、FD・SD 委員会を設置し、同委員会において当年度の SD に関する実施計画を作成し、FD・SD 研修会を開催するなど、組織的な SD 活動を実施している。具体的な実施項目として、教授会、教員連絡会議での研修会や学外で実施される各種研修会に参加している。研修計画は、年度ごとに FD・SD 委員会で見直しが行われている。また、職員の業務スキル向上のため、資格の受験費用補助を行っている。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

各学部棟には、講義室・演習室、実習室、研究室等を整備し、その他、図書館、実験動物飼育施設、薬用植物園、共同利用施設を設け、教育研究活動が十分行える研究環境を整えている。

ヒトを直接対象とする研究について、「第一薬科大学臨床研究倫理審査委員会規程」に則して研究倫理委員会が研究倫理の妥当性を審査しており、厳正に運用している。

研究費予算の配分について、「第一薬科大学教育研究費予算委員会規程」に則して、教育研究費予算委員会が担当し、研究活動への資源を配分している。科学研究費助成事業申請で不採択になった研究者を対象に、学内の奨励金制度を設け、次年度の採択へつながるように研究の推進を図るなど、研究活動への支援体制が整備されている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為をはじめとする諸規則を整備し、関係法令遵守のもと体制を整え、法人運営を行っている。情報の公表についても法令等に従い適切に行っている。

経営改善計画に基づき、年度ごとの事業計画を策定し、これらの計画に基づき業務執行し、その状況を分析・検討して次年度の事業計画に反映させるなど、使命・目的を実現するための努力をしている。

建築物維持管理計画表に基づき学内の環境保全を行うとともに、キャンパス周辺の保全・美化活動も行っている。人権保護のため「学校法人都築学園個人情報保護規程」等の各種規則により適切な対応を行っている。安全への配慮については「第一薬科大学危機管理規程」に基づき対応している。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的を達成するため、寄附行為に基づき理事会を定期的開催し、適切に運営している。理事の選任は寄附行為どおりに行われており、理事会への出席状況は良好である。理事会欠席者からは委任状が提出されている。

学長及び法人事務局長が理事又は評議員となっており、理事会・評議員会の都度、学生

募集及び教学事項を報告することで、学校運営に関する共通の認識を図り、現状に基づいた意思決定ができる体制を整備している。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人の管理運営を円滑に行うため、理事長を長とする「学園運営委員会」を設置している。従来は、構成員を各設置校長、設置校の事務長等としていたが、令和 6(2024)年度からは法人の理事・評議員の代表、各大学の学長等に限定することで、理事会、評議員会と大学の教学の意思疎通を強固にする体制を構築している。

「学園運営委員会」を活用して、理事会の意思決定をサポートするとともに、理事会の決定事項に関する業務実施状況を確認し、相互チェックの機能性を維持・向上させている。監事、評議員の選任は寄附行為の定めにより適切に行われ、職務も適切に行われている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

法人は、運用資産の増加と外部負債の減少のために財務基盤の強化が必要であり、経営改善計画及び財務計画を策定し、その計画を着実に実行することで、安定した経営基盤の確立を目指している。

安定した財務基盤を確立するため、適正な収入見積りとともに、経営改善計画及び財務計画に基づいて予算を編成し、収支のバランスを確保している。

外部資金の導入として、科学研究費助成事業の獲得のほか、各種機関・団体等からの研究助成金や受託研究費の獲得、寄付金等の受入れも積極的に推進し、財務基盤の充実を図っている。

〈参考意見〉

○安定した経営基盤の確立のために重要事項である学生確保に取り組むなど、経営改善計画の着実な実行が望まれる。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準に準拠し、「学校法人都築学園経理規程」に基づき、適正に会計処理を実施している。予算については、所掌各課などの執行状況を伺書などで把握し、半期・年度の計画との整合に努め、新たに実施しようとする事業については、必要性を精査し、手順を経て補正予算をもって対応している。

監査法人により、私立学校振興助成法に基づく会計監査が適正に行われている。監事による監査は、「学校法人都築学園監事監査規程」に基づき、法人の業務及び財務状況等について、毎年度、監事監査実施計画書を作成し、厳正に実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価委員会は、全学的な内部質保証を担う組織として、学長、副学長、教務部長等の各部長、各委員会委員長等の責任者が委員となり、教育・研究及び大学運営の各領域において緊密な連携が図られる体制を整備している。同委員会は、年度初めに教務委員会等の委員会に年度計画の策定を指示し、その実施状況をモニタリングする体制を構築している。また、医療や教育分野の専門家を外部委員に加え、多角的な観点から自己点検・評価を行っている。

〈優れた点〉

○自己点検・評価委員会に外部委員を加え、自己点検・評価のプロセスに新たな視点を導入することで、内部質保証体制の強化、透明性の向上を図っていることは評価できる。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

日本高等教育評価機構又は薬学教育評価機構の評価基準に準じて、毎年度自己点検・評価を行い、結果については教員連絡会議等を通じて全教職員に共有するとともに自己点検・評価書を公表している。また、自己点検・評価委員会が中心となり、毎年度「委員会活動計画および点検・評価書」を作成し、教員連絡会議で共有している。教学 IR 委員会が各種データの分析を行い、自己点検・評価委員会等に共有するなど自己点検・評価委員会との連携に努めている。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価委員会と教学 IR 委員会が連携して収集・分析した「退学・除籍者数の推移」「進級率」「卒業率」等のデータに基づいて、教務委員会が薬学部留年生の学修支援プログラムを策定している。また、自己点検・評価委員会と教務委員会は、学修成果の点検・改善を行い、ディプロマ・ポリシーに対する達成度の可視化に取り組んでいる。このように自己点検・評価委員会は関係の委員会と連携し、PDCA サイクルの仕組みを整え、内部質保証が機能するよう取り組んでいる。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会連携

A-1. 大学が持っている人的・物的資源の地域社会への提供

A-1-① 大学と地域社会が連携活動を実施する体制が整備されているか

A-1-② 大学と地域社会との間で連携協定が結ばれているか

A-1-③ 大学の人的・物的資源を活かした地域貢献活動が行われているか

【概評】

地域連携推進委員会及び副学長を「連携事業担当」とした組織体制で、地域連携活動を

展開している。

高等学校 66 校とは高大連携を締結し、「総合的な探究の時間」の探究課題の指導や助言、中間・最終発表会の審査員としての講師派遣、薬学体験実習や看護体験実習を来場型や出前型の形態で行っている。令和 5(2023)年度は、9 校へ講師派遣を行っている。

医療機関とは両者の相互理解を深め、教育・研究・研修等の水準の向上に資することを目的に、「教育・研究・研修等の交流に関する協定」を締結し、交流を図っている。令和 5(2023)年度は、飯塚病院、福岡赤十字病院、九州中央病院の医師や薬剤師を講師に招く等、学生に学ぶ機会を提供している。産業界では、大塚製薬株式会社、木村情報技術株式会社との包括的連携・協力協定を締結し、学生を対象とした講演等を行っている。地方自治体とは、飯塚市、福岡市との協定を締結している。災害ボランティアセンターの設置・運営訓練や看護学部教員による地域住民を対象とした出前講座等を行っている。

このように、大学と地域社会が連携活動を実施する体制を整備し、大学の人的・物的資源を生かしたさまざまな地域貢献活動に取り組んでいる。

基準 B. 国際交流

B-1. 国際交流推進

- B-1-① 国際交流のための体制が整備されているか
- B-1-② 海外の大学等と幅広く交流協定が締結されているか
- B-1-③ 教職員の国際交流が実施されているか
- B-1-④ 教職員の国際交流を支援する仕組みがあるか
- B-1-⑤ 学生の国際交流が実施されているか

【概評】

国内外の大学との交流・共同研究を推進することを目的に、学術交流委員会を設置し、教員及び学生の国際交流に組織的に取り組んでいる。

北南米、ヨーロッパ、台湾、ハワイ、中国などの大学等と 20 件の学術交流協定を締結し、教員が留学する等、薬学部を中心に国際交流を行っている。COVID-19 の影響により交流が難しい状況であったが、令和 5(2023)年度から再開し、現在、米国のデューク大学、ハワイ大学、台湾の台北医学大学薬学部、国立陽明大学薬学部、中国医薬大学、中国の天津中医薬大学、ベルギーのアントワープ大学の 7 校と学術交流を行っている。令和 5(2023)年度には、アントワープ大学との共同研究の成果として学術論文が公表されている。

学生の国際交流は、アドバンスト科目として「海外医療研修」を配置し推進している。令和 5(2023)年度は、19 人の学生が国立陽明交通大学、中国医薬大学、嘉南薬理大学等での医学・薬学の学修・体験、学生間交流等のプログラムに参加した。評価基準を満たした学生には「海外医療研修」の単位として認定される仕組みが構築されている。

現在は、薬学部を中心に実施している国際交流を看護学部にも拡大推進していくことを検討している。